

平成25年度 足立区公契約等審議会 第1回定例審議概要

開催日時 及び 場所	平成25年12月10日(火) 11時00分～12時00分 足立区役所11階 入札室	
出席委員	萩原健二 会長 寺倉克佑 委員 大橋 恵 委員	
審議対象年度	平成24年度	
抽出案件数	5件	
審議案件	<p>1 定例審議案件</p> <p>議案第1号 工事契約 第十中学校改修その他工事 議案第2号 工事契約 舎人地域学習センター大規模改修機械設備工事 議案第3号 工事契約 特別養護老人ホーム扇昇降機改修工事 議案第4号 委託 区内防犯パトロール業務委託 議案第5号 物品 西新井文化ホール調光器盤・照明操作卓購入</p> <p>※ 審議案件の抽出は委員による。</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) みずほ銀行に関する対応について (2) 消費税法の改正に伴う契約事務の処理方法について (3) 労働報酬審議会の審議結果について (4) 入札経過について(低入札価格調査、契約不調) (5) 平成25年度総合評価方式による入札の結果について</p>	
委員からの 意見及び質問 それに対する回答	意見及び質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
審議会による報告 又は意見の具申	<p>定例審議案件5件については、適正な入札手続きが行われたことを確認し、了承した。</p> <p>ただし、議案第3号については、昇降機の改修工事であることを考えると製造元が施工する方が望ましいとも思われることから、入札の必要性を確認されたい。また、議案第4号について、入札参加者の入札金額の差が大きい理由について確認されたい。</p> <p>なお、今後も一層、公正な手続きの確保に努められたい。</p>	

	意見及び質問	回答
<p>委員からの 意見及び質問</p> <p>それに対する回答</p>	<p>工事契約案件3件 議案第1号 第十中学校改修その他工事</p> <p>① 3者の入札額が予定価格と同額なのはなぜか。</p> <p>② 大型の工事案件が続いて発注されているようだが、事前の話し合いは無かったのか。</p> <p>③ 受注制限がかかっているが、この第十中学校改修その他工事を落札した事業者も他の案件に入札できるのか。</p> <p>④ 区議会の審議ではどのような意見があったのか。</p> <p>⑤ 3者の入札金額の見積りは確認できるか。</p> <p style="text-align: center;">【第1号議案了承】</p>	<p>○ 工事の場合、事前に予定価格を公表しているため、それが入札金額の目安となる。また、入札参加者には建築物の構造や材料等の仕様を予め提示しており、単価表の単価を用いて積算すれば同じ入札金額になる要素はある。</p> <p>○ 電子入札システム上、開札まで入札状況は秘密であり、そのような事は無かった。</p> <p>○ 他の案件に入札することはできるが、第十中学校改修その他工事を落札した時点で、その事業者の入札は無効の扱いとなる。</p> <p>○ 大型の工事案件の発注件数増や工事の発注時期について意見があった。</p> <p>○ 通常、入札時に大まかな見積もりを記載した内訳書を添付させているが、この案件については事前に用意していないため、この場で確認して頂く事はできない。</p>

<p>委員からの 意見及び質問</p> <p>それに対する回答</p>	<p>議案第2号 舎人地域学習センター大規模改修 機械設備工事</p> <p>①入札金額が5万円刻みになっているが偶然なのか。</p> <p>②予定価格を事後公表にすれば、入札金額にばらつきが生じるか。</p> <p style="text-align: center;">【第2号議案了承】</p> <p>議案第3号 特別養護老人ホーム扇昇降機改修 工事</p> <p>①工事の対象となる昇降機の製造元は落札事業者と同一なのか。</p> <p>②製造元が改修工事を施工するのは当然という気がする。入札する必要性があったのか。</p> <p style="text-align: center;">【第3号議案了承】</p> <p>物品契約案件2件 議案第4号 区内防犯パトロール業務委託</p> <p>①入札金額に開きがあるのはなぜか。</p>	<p>○適正に見積もりをした結果だと考えている。</p> <p>○案件によっては、そうなる可能性も想定される。</p> <p>○昇降機の製造元は落札事業者と同一です。</p> <p>○製造元による特命随意契約を認める場合もある。本工事については、何らかの理由で工事発注課が随意契約を依頼しなかったものと考えている。</p> <p>○受託者による青色パトカーとバイクの調達方法（購入又はリース）や、人件費の積算方法の相違で入札金額が開いていると思われる。一般的に委託案件は、金額の開きが大きくなる傾向がある。</p>
---	--	---

<p>委員からの 意見及び質問</p> <p>それに対する回答</p>	<p>②パトロールの実施回数はどうのよう に確認しているのか。</p> <p>③実際に警察等に通報した案件はあ ったのか。</p> <p style="text-align: center;">【第4号議案了承】</p> <p>議案第5号 西新井文化ホール調光器盤・照明 操作卓購入</p> <p>①設備を総入れ替えしたのか。</p> <p>②随意契約の価格はどうのよう に決めているのか。</p> <p>③適正な価格かどうかどのよう にして判断しているのか。</p> <p style="text-align: center;">【第5号議案了承】</p>	<p>○パトロール報告書の提出を求め、 確認している。</p> <p>○巡回中に通報等をした際は、所管 課に報告することになっている が、契約課ではその詳細について 把握していない。</p> <p>○不具合が生じた箇所の設備のみを 購入した。</p> <p>○所管課が事業者から見積もりを取 り、それを基に決めている。</p> <p>○施設営繕課の技術系職員が適正な 価格かどうか確認している。</p>
---	---	---

平成25年度 足立区公契約等審議会 第1回公契約制度検討審議概要

<p>開催日時 及び 場所</p>	<p>平成25年12月10日(火) 9時45分～11時00分 足立区役所11階 入札室</p>	
<p>出席委員</p>	<p>萩原健二 会長 寺倉克佑 委員 大橋 恵 委員</p>	
<p>審議案件</p>	<p>1 公契約制度検討審議案件 議案第6号 最低制限価格及び低入札調査価格の見直しについて 議案第7号 前払金等の見直しについて 議案第8号 工事の見積期間の見直しについて 議案第9号 主管課契約の範囲の見直しについて</p>	
<p>審議会による報告 又は意見の具申</p>	<p>公契約制度検討審議案件4件について内容を確認し、妥当であることを了承した。</p>	
<p>質疑・意見等 (要旨)※</p>	<p>議案第6号 最低制限価格及び 低入札調査価格の 見直しについて</p> <p>議案第7号 前払金等の見直し について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・最低制限価格及び低入札調査価格の算定方法については外部に公表していないため、本審議概要も非公表とする。 ・前払金等の見直し(案)について、契約課長から説明 <ul style="list-style-type: none"> ○平成25年度第1回労働報酬審議会の審議の中で、前払金等の支払い条件の見直しについて意見があった。 ○他区の状況を勘案し、前払金の支払限度額を1件の契約につき2億円から4億円に引き上げるとともに、契約金額が20億円を超える場合は当該契約金額の10%から20%に変更する。また、中間前払金についても、支払限度額を1件の契約につき1億円から2億円に引き上げることを説明

<p>質疑・意見等 (要旨) ※</p>	<p>議案第8号 工事の見積期間の見直しについて</p>	<p>した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質疑、意見等 ○ 契約金額が20億円を超える工事は年間何件くらいあるのか。 →年間約3、4件である。 ○ 前払金を増額するための財源は確保されているのか。 →審議会での了承を得た後、財政課や工事担当課と調整していく。 ○ 前払金支払限度額の増額は事業者にとっては助かる話で、今回検討している内容は他区の状況を勘案しても突出して高額となるわけではない。 ○ 前払金を請求する際は、保証事業会社との前払金保証契約を必要としているため、万が一、事業者が倒産しても担保はされている。 <p>⇒前払金の支払限度額等を引き上げる方向で検討を進めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の見積期間の見直し(案)について、契約課長から説明 ○ 平成25年度第1回労働報酬審議会の審議の中で、公契約条例適用工事の見積期間の見直しについて意見があった。 ○ 建設業法施行令第6条の規定を勘案し、予定価格1億8,000万円以上の工事案件の見積期間を15日間とすることを説明した。 <ul style="list-style-type: none"> ・質疑、意見等 ○ 一律で15日間とするよりは、ただし書きを設け、建設業法施行令第6条の規定同様「やむを得ない事情があるときは、期間を5日以内に限り短縮することができる」とした方がよい。 <p>⇒工事の見積期間を変更する方向で検討を進めていく。</p>
--------------------------	----------------------------------	--

<p>質疑・意見等 (要旨) ※</p>	<p>議案第9号 主管課契約の範囲 の見直しについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主管課契約の範囲の見直し（案）について、契約課長から説明 ○ 地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条の2の規定より、随意契約とすることができる契約の一部を契約課契約から主管課契約に移行することについて説明した。 ・ 質疑、意見等 ○ 契約課で取扱う契約は複雑な案件等に限定する方向で良いと考える。 ⇒ 主管課契約の範囲を拡大する方向で検討を進めていく。
--------------------------	--	---

※ 質疑・意見（要旨）は議題の項目別にまとめたため、発言の順序と異なる場合があります。